

第 8. 10 章 狂犬病

第 8.10.1 条 総則

狂犬病は、リッサウイルス属のウイルスによって引き起こされる疾病である。ヒトを含むすべての哺乳動物は感染に感受性がある。食肉目及び翼手目は狂犬病の保有宿主である。

本陸生コードの目的において、

1. 症例とは、狂犬病ウイルス種に感染した動物である。
2. 狂犬病の潜伏期間は不定であるが、6 か月未満であると考えられ、飼育下の食肉目動物犬、猫及びフェレットの感染期間は最初の明確な臨床症状が始まる 1510 日前に開始され、当該動物の死とともに終わると考えられる。

本章の目的は、国際貿易及び狂犬病感受性動物種の非商業上の移動における狂犬病関連リスクを低減させることである。

国際貿易の目的において最も重要な動物種は、飼育下の食肉目（主として犬（*Canis familiaris*）、猫（*Felis catus*）及びフェレット（*Mustela putoris furo*））であり、家畜（馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物）もまた含まれる。

狂犬病は、臨床症状又は狂犬病にかかった動物との暴露歴に基づき疑うことが可能である。確定には、抗原検出又はウイルス分離が必要である。診断法及びワクチンの基準は陸生マニュアルに記述されている。

加盟国は、第 7.7 章と矛盾しない野犬群管理のためのプログラムを施行及び維持することが奨励される。

第 8.10.2 条 狂犬病清浄国

国際貿易の目的において、国が、次に掲げる場合には、狂犬病清浄であるとみなされる。

1. 当該疾病が届出対象になっており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も第 1.1 章に従い報告されることになっている。
2. 狂犬病が疑われる動物の調査及び報告が最低限の要件として保証されている継続的早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランスの効果的なシステムが過去 2 年間運用されている。

3. 飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のための効果的な輸入手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするためのあらゆる規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている。
4. 国内伝播による狂犬病ウイルス感染症例がヒト及びあらゆる動物種において過去 2 年間確認されていない。しかしながら、このステータスはコウモリリッサウイルスの分離によって影響を受けることはない。
5. 輸入された食肉目動物保有宿主の症例が過去 6 ヶ月間検疫施設外で確認されていない。
6. 入国したヒトの狂犬病症例は当該狂犬病清浄ステータスに影響を与えない。

加盟国は、第 7.7 章と矛盾しない野犬群管理プログラムを施行及び維持するものとする。

第 8.10.3 条 狂犬病犬間伝播清浄国

国が、次に掲げる場合には、狂犬病犬間伝播清浄であるとみなされる。

1. 当該疾病が届出対象になっており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も第 1.1 章に従い報告されることになっている。
2. 狂犬病が疑われる動物の調査及び報告が最低限の要件として保証された継続的早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランスの効果的なシステムが過去 2 年間運用されている。
3. ワクチン接種、個体識別、飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のための効果的な手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするための規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている。
4. 疫学調査を通じて、狂犬病の犬間伝播の症例が過去 2 年間ないことが立証されている。

加盟国は、第 7.7 章と矛盾しない野犬群管理プログラムを施行及び維持するものとする。

第 8.10.34 条 狂犬病清浄国からの輸入に関する勧告

飼育下の哺乳動物及び制限条件下で飼養捕獲野生哺乳類動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。

2. a) 生誕以来又は積載前少なくとも6ヶ月間当該清浄国で飼育されていたこと、又は
b) 第8.10.5条、第8.10.6条又は第8.10.7条、第8.10.8条、第8.10.9条又は第8.10.10条に
規定される規則を遵守して輸入されたこと。

第8.10.45条 狂犬病清浄国からの輸入に関する勧告

制限条件下で飼養されていない野生哺乳類動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. a) 行動圏を含む種の生物学に基づいて汚染国から十分な距離がある狂犬病清浄国において捕獲され、保持されていたこと。当該距離は、輸出された動物種及び近隣の汚染国における保有宿主に応じて限定されるものとする。又は
b) 積載前6ヶ月間狂犬病清浄国で飼育されていたこと。

第8.10.6条 狂犬病犬間伝播清浄国からの犬の輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前少なくとも6ヶ月間狂犬病犬間伝播清浄国で飼育されていたこと。
2. (マイクロチップ、刺青等によって) 不変的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。
3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。
4. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。

第8.10.57条 狂犬病汚染国とみなされる国からの犬、猫及びフェレットの輸入に関する勧告

犬及び猫について

獣医当局は、当該動物が次の第1号及び第2号から第4号又は第5号に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載 48 時間以内積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. (マイクロチップ、刺青等のようなによって) 不変的なマークによってに同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。
3. 初回ワクチン接種の場合には、積載前 6 か月以上 1 年以内にワクチン接種されていること。当該ワクチン接種は当該動物が少なくとも 3 カ月齢の場合に実施するものとする。ブースターワクチン接種の場合には積載前 1 年以内にワクチン接種されていること。不活化ワクチン又は狂犬病ウイルス糖たんぱく質が発現している組み換えワクチンを用いてワクチン接種されていること。製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。
4. 積載前 3 カ月以上 2412 カ月以下の間に陸生マニュアルの規定による抗体価検査を受けて、少なくとも 0.5IU/ml に相当する陽性の結果であること。
5. 狂犬病に対するワクチン接種を受けていない又は第 2 号、第 3 号及び第 4 号の必ずしもすべての条件を満たしていないこと。この場合には、当該輸入国は、その動物衛生法に規定される条件に従い、その領土内に所在する検疫施設に当該動物を置くことを求めることができる。当該動物は輸出前に 6 か月の検疫を受けるものとする。

第 8.10.68 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの家畜の反すう動物及びイノシシ科動物の輸入に関する勧告

家畜の反すう動物、馬科動物及び豚について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすこと積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 野生及び野生化した動物との隔離が維持されており、積載前少なくとも 12 ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、積載前 6 か月間飼育されていたこと。

第 8.10.9 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの家畜の馬科動物の輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。

2. a) 保有宿主との接触がない状態が維持されており、積載前少なくとも12ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、積載前6ヶ月間飼育されていたこと、又は
b) 陸生マニュアルの規定に従いワクチン接種されていること。

第 8.10.810 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

実験室で飼養されたバイオセキュリティが施された施設で生まれ、飼育されたげっ歯動物及びウサギ目動物、並びに制限条件下で飼養されたウサギ目動物又は野生哺乳類動物（非ヒト霊長類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 積載前少なくとも12カ月間狂犬病の発生がないバイオセキュリティが施された施設で生誕以来飼育されていたこと。

第 8.10.11 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

捕獲された野生動物（非ヒト霊長類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 保有宿主との接触がない状態が維持されており、積載前少なくとも12ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、生誕以来又は積載前6ヶ月間飼育されていたこと。

第 8.10.812 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

霊長類動物又は食肉動物の目に属さず、制限条件下で飼養されていない野生及び野生化した哺乳類動物（非ヒト霊長類動物及び翼手類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。

2. 野生動物及び野生化した動物からの隔離が維持されており、積載前少なくとも12カ月間狂犬病の症例が報告されていない検疫施設で、積載前6か月間飼育されていたこと。

第8.10.13条 狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

捕獲非ヒト霊長類動物について

獣医当局は、次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 当該動物が積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。

2. 第5.9章及び第6.11章に従い検疫措置が適用されていること。

第8.10.9条 狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

凍結犬精液について

獣医当局は、当該供与動物が当該精液の採取後15日間狂犬病の臨床症状を呈していなかったことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。